

港長公示 第3号

港則法第39条第1項の規定により、水島港内において次のとおり船舶のびよう泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年1月1日

水島港長



水島港におけるびよう泊禁止区域の設定について

水島港玉島地区及び高梁川地区に入出港する船舶の安全を確保するため、下記により船舶のびよう泊を禁止する。

ただし、海難を避けようとするとき、人命又は船舶の救助に従事するとき、及び港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

記

- 1 期間 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間
- 2 区域 次の1点から4点を順次に結んだ線及び1点と4点を結んだ線により囲まれた海面（別図参照）
 - 1点 上水島三角点（51）から321度、1,585メートルの地点
 - 2点 上水島三角点（51）から83度、1,750メートルの地点
 - 3点 上水島三角点（51）から72度30分、1,810メートルの地点
 - 4点 上水島三角点（51）から327度30分、1,840メートルの地点基点 上水島三角点（51）
北緯34度27分48.9秒 東経133度42分53.4秒